

(別紙3) 本件での投稿

(以下、下記の投稿を併せて「本件各投稿」という。)

1 本件投稿1 (以下、(1)から(3)の投稿を併せて「本件投稿1」という。)

5 (1) 平成28年7月21日、同年8月7日及び同年9月3日の投稿(甲A4の1、2及び3)。

これらの投稿では、「2ちゃんねる掲示板」の「ウクライナ国際結婚相談 Part 1 [転載禁止] (c)2ch.net」と題するスレッド等において、匿名で「ハーモニーは知らない人のプロフィールを山のように載せています。」等の投稿がされたことについて、投稿者の発信者情報開示を命じる東京地方裁判所の判決(乙A6及び7)が
10 出され、それに基づきプロバイダから投稿者がP3であることが開示されたことを記載した後に、次の記載がされた。

「このP3という人物は、合同会社MK Internationalの代表者であり、同業他社である国際結婚業者『ユーロブライド』を運営していましたが、
15 最近では、『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会(代表:P2氏)』の『日本事務局』をしているようです。(ただし、同支援協会の誹謗中傷への関与は不明です。)。」「同業者であるのに、弊社に対し、このような心ない書込みを、(延々と)行っていることは誠に遺憾です。」(甲A4の1の書込みについては、「延々と」の記載はない。)

20 (2) 平成29年3月14日の投稿(甲A4の5)。

この投稿では、被告らがP3に対して名誉毀損を理由に提起していた損害賠償請求訴訟において、横浜地方裁判所が被告らの請求を認める判決(甲A1)をしたことを記載した後に、次の記載がされた。

「このP3という人物は、同業他社である国際結婚業者『ユーロブライド』を運営し、
25 『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会(代表:P2氏)』の『日本事務局』をしていたようです。本判決が下されるや『ユーロブライド』を閉鎖し、今度

は『リアルブライド』の名称に変えて、現在も、『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会（代表：P 2氏）』の『日本側パートナー』をしているようです。（ただし、同支援協会の誹謗中傷への関与は不明です。）。、「この人物は、同業者であり、判決が出て、弊社に対し一切の謝罪もなく、誠に遺憾です。」

5 (3) 平成29年10月1日の投稿（甲A4の6）。

この投稿では、被告らがP 3に対して名誉毀損を理由に提起していた損害賠償請求訴訟において、控訴審の東京高等裁判所も第一審判決を全て相当とする判決（乙A5）をしたことを記載した後に、次の記載がされた。

「このP 3という人物は、同業他社である国際結婚業者『ユーロブライド』を運
10 営し、『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会（代表：P 2氏）』の『日本事務局』をしていたようです。2017年2月24日に横浜地方裁判所（上記）の判決が下されるや『ユーロブライド』を閉鎖し、今度は『リアルブライド』の名称に変えて、現在も、『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会（代表：P 2氏）』の『日本側パートナー』をして日本人男性を勧誘しているようです。（ただし、同支援
15 協会の誹謗中傷への関与は不明です。）。、「このP 3は、同業者であり、地裁判決のみならず高裁判決で敗訴しても、弊社に対し一切の謝罪もなく、誠に遺憾です。」

（以下余白）

2 本件投稿2（平成29年10月17日の投稿。甲A4の7）。

この投稿では、ツイッターの「ハーモニー被害者の会@固定ツイート参照」というアカウントにおいて、匿名で「相互フォロー 拡散希望 詐欺被害情報」と題する等の投稿がされたことについて、被告会社の名誉を毀損するものであるとして、
5 投稿者の発信者情報開示を命じる大阪地方裁判所の判決（甲A2）がされ、それに基づきプロバイダから投稿者がP4であることが開示されたことを記載した後に、次の記載がされた。

「警察の調べによれば、驚くべきことにこのP4氏なる人物も、先般のP3氏の場合と同様、『一般社団法人日本ロシア・ウクライナ結婚支援協会（代表：P2氏）』
10 （以下「支援協会」といいます。）と業務提携（アフィリエイト）関係にあったことが判明しました。（但し、協会の誹謗中傷への関与は不明です。）」

（以下余白）

3 本件投稿3（平成29年12月3日の投稿。甲A4の8）。

この投稿では、「週刊新潮」2017年12月4日号における、原告の元会員の男性が、原告に会費や諸経費として3275万325円を支払ったが、紹介されて結婚したウクライナ人女性が「あなたを騙していた」と告げて帰国する等、原告から
5 だまされたとして、原告に対して民事訴訟を提起したとの記事（以下「本件新潮記事」という。甲A5）を転載した上で、次の記載がされた。

「この度、週刊新潮の記事に触れ、当社は驚きと悲しみに満ちております。

当社は、お陰様で、10年以上の間に、毎年複数の方々にご成婚いただき、誠
実かつ真面目な運営に徹して参りました。

10 可能な限り会員の皆様に寄り添うように、そして共に成長する様に心掛けて参りました。

それにもかかわらず、同業他社が、仮にこのような所為をして男性会員を騙しているのでしたら、極めて残念な事です。

15 支援協会だけでなく、弊社も含めました業界全体が、あたかもそのような運営をしている様に思われてしまう事は、非常に悲しく、誠に残念でなりません。」

（以下余白）

4 本件投稿4（平成29年12月24日の投稿，甲A9）。

この投稿では，「年末年始のお知らせ」として，次の記載がされた

「特にここ数年来，同業他社による多大な誹謗中傷，営業妨害があり，複数の人物が裁判で判明しました。そして，『週刊新潮』などにより，その営業実態も露呈して，今後更に解明されていく事と存じます。」

5

なお，その後，この記載は次のものに変更された（甲A4の9）。

「特にここ数年来，同業他社による多大な誹謗中傷，営業妨害があり，複数の人物が裁判で判明しました。（略）また，上記とは別に『週刊新潮』などは当社にとっても大変悲しい記事でしたが，今後更に解明されていく事を願っております。」

10

（以下余白）

5 本件投稿 5（平成30年1月22日の投稿，甲B1ないし3）。

この投稿では，原告のホームページの画面を転載して該当箇所を指摘した上で，次の記載がされた。

「皆様へ重要なお知らせ（偽の『営業許可証』など：ウクライナ結婚支援協会）

5 **【9件目】**

この度は，「皆様への重要なお知らせ（偽の『営業許可証』など：ウクライナ結婚支援協会）【9件目】」という事で，ご案内をさせていただきます。週刊新潮に『一般社団法人日本ウクライナ結婚支援協会』（以下「支援協会」といいます。）の掲載がありましたので，弊社の方でも，支援協会のHPを拝見してみました。

10 そうしたところ，驚くべきことに，どうやら単なる，ありふれた会社の定款を，ウクライナ政府からの『業界で唯一』の『営業許可証』と表示し，あたかも『ウクライナ政府公認』であるかの如く掲載していることが判明しました。

■ウクライナ大使館と公認通訳人の通訳

15 この点について，念の為，東京のウクライナ大使館に問い合わせたところ，大使館の公認通訳人の紹介を受けましたので，その方に翻訳をしていただきました（著名な方です）。

それによりますと，やはり，単なる，ありふれた『会社定款』に過ぎず，決して，ウクライナ政府の『営業許可証』ではない事が確認できました。

20 ※なお，ウクライナ国では，結婚紹介業を行うのに，ウクライナ政府から営業許可証は必要とされていません。（・・・『ウクライナ営業活動許可法』第7条）

この会社定款に過ぎない『営業許可証』ですが，聞くところによりますと，随分，長い間，支援協会ホームページ等に掲載されてきた模様です。

■弊社の考え方（皆様のご判断にお任せしますが・・・）

25 以下，弊社の個人的見解ですが，もし支援協会の現地代表者（P2氏）が長年ウクライナに滞在しているのであれば，簡単なウクライナ語やロシア語くらいは当然で
きる筈であり，このような基本的で安易な事を，しかも長期間連続して間違える筈

がございません。

しかも、ウクライナ人の現地スタッフ複数名に、ウクライナ人の顧問弁護士（P 6 氏）まで抱えていると述べてもおり、十分に確認できることで、これが単なる『会社定款』に過ぎないことは、『知らない』『分からない』で済まされる事ではないと
5 考えます。（ちょっとウクライナ語・ロシア語が読めれば、すぐ分かりますから・・・）

推測しますに、この『ウクライナ政府公認』『業界で唯一、営業許可を受けた』との
宣伝を信頼し、また、単なる『会社定款』の画像を本物のウクライナ政府の『営業
許可証』だと信じたために、支援協会に入会された日本人男性も、非常に多いので
10 はないでしょうか……。真に『ウクライナ政府公認』の『営業許可証』というの
であれば、支援協会は、今後、これを即座にウェブサイトから削除して無いもの
にするのではなく、あくまで今後も掲載を継続して、この単なる、ありふれた『会社
定款』に過ぎないものが、『ウクライナ政府公認』の『営業許可証』であることを、
責任をもって証明すべき、と弊社は考えます。

15 ※前述のとおり、ウクライナ国では、結婚紹介業を行うためにウクライナ政府から
の『営業許可証』は必要とされません（『ウクライナ営業活動許可法』第7条）。そ
もそも、結婚紹介業を行う営業許可証というものの自体が、存在いたしません（日本
国も同様です。）。

そのため、何故、支援協会が、実はありふれた会社定款に過ぎないものを、存在し
20 ない筈の『ウクライナ政府公認』『業界唯一』の『営業許可証』だと称して掲載して
いらっしゃるのか……。弊社には全く理解できないところでございます。

以上、弊社の個人的見解になりまして恐縮でございましたが、このような情報も、
ウクライナ女性との国際結婚に興味関心をもたれ、人生の伴侶を真剣に探していら
っしゃる皆さまに関わりのある大切な公共の事実と思いますし、また、そのような
25 目的でのみ、本報告をさせて頂きました。

弊社は今後も、微力ではございますが、国際結婚を目指される方々に、ご安心して

ご利用いただける様に、スタッフ一同、誠心誠意、サービス向上に努め、ご成婚へ
向けてお手伝いをさせていただきます。

どうぞ相変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成30年1月22日

5 Harmony 運営統括 P1」

以 上